

議案第百二号

三朝町社会教育委員に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅己

写

昭和四拾四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

三朝町社会教育委員に関する条例（昭和三十年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この条例は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、三朝町社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

第二条を次のように改める。

第二条 教育委員会に委員を設置し、定数は、~~廿~~ **廿**人~~と~~とする。

第三条第一項中「二十年」を「二十一年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条中「出来る」を「できる」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。